

I. 地震調査研究推進本部の概要

平成7年（1995年）1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、6,434名の死者を出し、10万棟を超える建物が全壊するという戦後最大の被害をもたらすとともに、日本の地震防災対策に関する多くの課題を浮き彫りにしました。

これらの課題を踏まえ、平成7年（1995年）7月、全国にわたる総合的な地震防災対策を推進するため、地震防災対策特別措置法が議員立法によって制定されました。

地震調査研究推進本部は、地震に関する調査研究の成果が国民や防災を担当する機関に十分に伝達、活用される体制になっていなかったという課題意識の下に、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、同法に基づき総理府に設置（現・文部科学省に設置）された政府の特別の機関です。

1. 地震調査研究推進本部の基本的な目標と役割

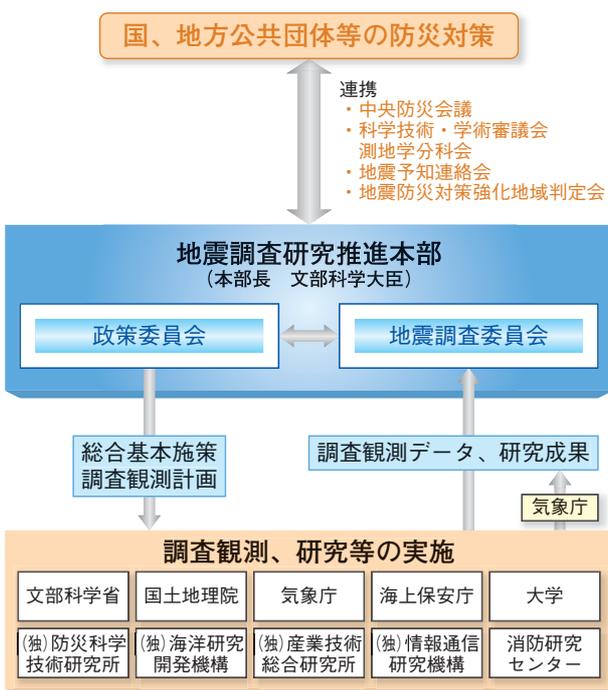
□基本的な目標

地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に資する地震調査研究の推進

□役割

1. 総合的かつ基本的な施策の立案
2. 関係行政機関の予算等の事務の調整
3. 総合的な調査観測計画の策定
4. 関係行政機関、大学等の調査結果等の収集、整理、分析及び総合的な評価
5. 上記の評価に基づく広報

2. 地震調査研究推進本部の構成



地震調査研究推進本部は、本部長（文部科学大臣）と本部員（関係省庁の事務次官等）から構成され、その下に学識経験者および関係機関の職員から構成される「政策委員会」と「地震調査委員会」が設置されています。

「政策委員会」では、地震調査研究の推進に関する基本的な施策の立案、予算等の事務の調整、評価に基づく広報等を行っています。

「地震調査委員会」は、毎月定期的に開催し、調査観測結果や研究成果を整理・分析して地震活動を総合的に評価するとともに、その結果を公表しています。また、被害地震が発生した場合や顕著な地殻活動が発生した場合等には、臨時会議を開催し、地震活動の現状や余震の発生確率等について評価を行っています。

地震調査研究推進本部では、今後10年間の地震調査研究の指針である「新たな地震調査研究の推進について—地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策—」について、平成21年度より施策を開始すべく審議を進めています。

Ⅱ. 関連行政機関の取組み

1. 中央防災会議

中央防災会議とは、災害対策基本法に基づき設置された内閣の重要政策に関する会議で、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行っています。

また、中央防災会議は、本部長（内閣総理大臣）および本部員（全閣僚、指定公共機関の代表者および学識経験者）により構成されています。

日本の防災対策は、中央防災会議の定める防災基本計画に示される方針のもとに進められており、地震調査研究もその中に位置づけられています。地震調査研究推進本部では、地震調査研究に関する総合的かつ基本的な施策を立案する際には、中央防災会議の意見を聞き、防災対策全般と地震に関する調査研究との調整が図られます。

中央防災会議は、その議決により専門調査会を設置し、専門的事項を調査しています。

2. 科学技術・学術審議会 測地学分科会

科学技術・学術審議会とは、文部科学省設置法に基づき設置された審議会であり、この審議会の下にある測地学分科会では、測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を司り、地震予知研究の推進方策等についての調査審議が行われています。

我が国の地震予知研究は、昭和39年7月に測地学審議会（当時）が関係大臣に建議した「地震予知計画」を起点に、平成21年度からは科学技術・学術審議会（測地学分科会）が平成20年7月に建議した「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の推進について」に基づき推進されています。この計画では、これまで別々であった地震予知研究と火山噴火予知研究を発展的に統合し、「予測システムの開発」をより明瞭に志向した研究を推進することとなっています。

地震調査研究推進本部は、地震予知研究を含む地震調査研究に関する総合的かつ基本的な施策の立案、総合的な調査観測の策定にあたり、科学技術・学術審議会の建議も踏まえつつ検討していくことになっています。

3. 地震予知連絡会

地震予知連絡会は、政府として地震予知の実用化を促進する旨の閣議了解（昭和43年5月）および測地学審議会建議（昭和43年7月）を踏まえて、地震予知に関する調査・観測・研究結果等の情報の交換とそれらに基づく学術的な検討等を行うことを目的に、昭和44年4月、国土地理院に事務局を置いて発足しました。

平成7年7月に地震調査研究推進本部が設置された後は、地震予知に関する業務を実施している関係機関等が提供する情報を交換し、また、これらの情報に基づいて地震予知に関する学術的な検討を行っています。

4. 地震防災対策強化地域判定会

地震防災対策強化地域判定会とは、気象業務法第11条の2に定める気象庁長官の任務の遂行のため、強化地域に係る大規模な地震の発生のおそれに関する判定を行うとともに、これに必要な調査検討を行っています。

大規模地震対策特別措置法に基づき、地震防災対策を強化する必要がある地震防災対策強化地域として、現在、唯一直前予知の可能性があるとされている「東海地震」に係る地域が指定されています。気象庁長官は、気象業務法に基づき、「東海地震」が発生するおそれがあると認めたときには、内閣総理大臣に「地震予知情報」を報告する義務を負っています。

地震予知連絡会は、地震に関する観測研究を実施している関係機関や大学の委員で構成され、定期的に開催されます。さらに、関係機関や大学から地震予知連絡会に報告された観測成果は、地震予知連絡会会報として年2回まとめられます。